

様式第6号(第9条関係)

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
有限会社 松下商店	常陸太田市宮本町491-3	9-810005

2 指名停止措置期間 令和6年9月19日～令和6年10月18日（1か月間）

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

（有）松下商店は、請求書と異なる物品を納入した。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」（平成19年常陸太田市告示第71-2号。以下、「指名停止等措置要領という。）別表第9号（1）に該当する。

なお、1に掲げる者は、指名停止等措置要領第3条第2項（1）にも該当するが、同要領第3条第3項を適用し、指名停止期間を2分の1に短縮する。

<指名停止等措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 9（1）前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不適当と認められるとき。 （2）略	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
（指名停止の期間の特例） 第3条第2項 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表に定める短期の2倍の期間とする。 （1）別表第1号、第2号又は第6号から第9号までの要件に係る指名停止期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ同表第1号、第2号又は第6号から第9号までの要件に該当することとなったとき。 第3条第3項 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、（中略）、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮し、又は指名停止を行わないことができる。	

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111